

島田市狭あい道路拡幅整備事業の概要

ここに住む人の安全な生活を守るため
4メートル以上の**道づくり**を推進します



島田市狭あい道路拡幅整備に関する要綱

島 田 市

安全な生活を守るためには、広く使いやすい道路づくりから

道路は単に交通のためだけではなく、上下水道・ガス・電気などの生活設備の設置場所や、人と人とのふれあいの場など、良好な生活環境を守るための重要な役割をもっています。

しかし、私たちが利用している道路には、防災上・住環境の上でも問題点が多い狭い道路（建築基準法で定めた幅員4mに満たない道路）が多く残っています。

そこで、安全な生活を守るためには、狭い道路の拡幅整備を進めていかなければなりません。



道路を広げるには、みなさんのご協力が必要です

狭い道路の問題を解決するには、道路を広げなくてはなりません。そこで、市では「島田市狭あい道路拡幅整備に関する指導要綱」を制定し、「狭い道路の拡幅整備事業」を行う**道づくり**を進めています。

この事業では、幅員4m未満の狭い道路に接した敷地の土地所有者が、道路拡幅のために後退用地を市に寄附していただいた場合に、用地の測量や分筆・登記、道路簡易舗装を市が行います。

また、交差点の隅切り部分の用地についても、奨励金の交付や隅切り内にある門・塀・立木等の撤去及び移設に要する費用の一部を助成します。



整備の対象

■対象区域

- ①都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項の規定に基づく、地域地区の区域内
- ②島田市立地適正化計画に定める居住誘導区域内の土地
- ③市長が特に拡幅整備が必要と認める土地

■対象道路等

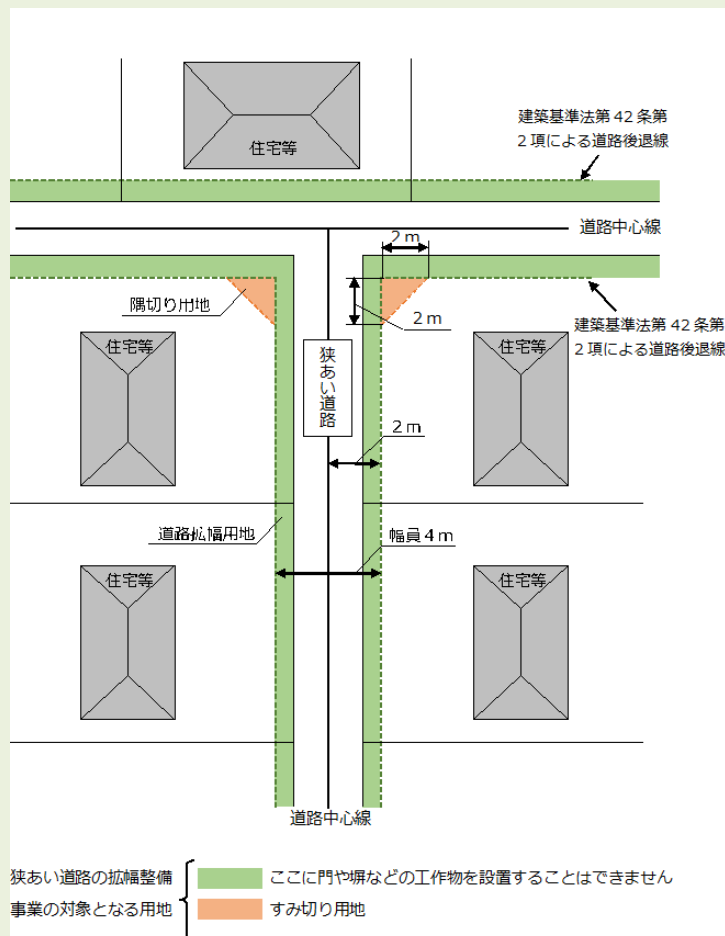
- ① 建築基準法第 42 条第 2 項に規定する道路であり、かつ市道認定されているもの
- ② 幅員 4 m 未満の道路が 120 度未満の角度で交わる敷地の角部分(隅切り用地)
- ③ 市長が特に認めたもの

※建築基準法第 42 条第 2 項道路（昭和 25 年制定）

昭和 25 年 11 月 23 日、建築基準法が制定されたとき、建物を建てるための道路幅員は最低 4 m と定められましたが、その時点で一般の通行に使用されていて、建物が立ち並んでいる 1.8 m 以上 4 m 未満の道路も、将来、中心から 2 m 後退し、4 m の道路とすることで 4 m の道路とみなしました。これが建築基準法第 42 条第 2 項の道路です。

道路の拡幅基準

道路の拡幅基準は、建築基準法第 42 条第 2 項を準用します。(下図参照)



※狭い道路の反対側が、がけ地や川などの場合は、反対側の道路と敷地境界線から 4 m の一方後退となります。

道路拡幅整備を希望する場合

■最初に市役所建築住宅課に事前相談をしてください。

- ①道路拡幅用地は、市に寄附していただきます。
- ②道路用地に抵当権・質権・借地権等が設定されている場合は、消滅の手続きをしていただきます。
- ③道路拡幅用地内に建築物等があるときは、速やかに撤去又は移設していただきます。
- ④道路と道路拡幅用地とに高低差がある場合は、道路と同じ高さに整地していただきます。



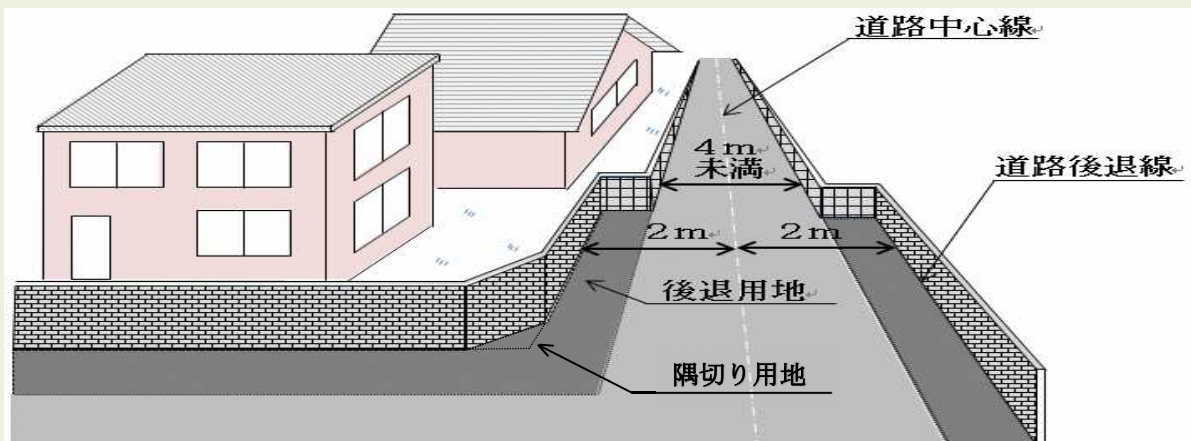
道路拡幅整備のための助成金等

- ①建築物・門・塀・擁壁・地下埋設設備・立木等(以下「建築物等」といいます。)の撤去及び移設に要する費用を助成します。
- ②道路と道路拡幅用地とに高低差がある場合の整地に要する費用を助成します。
- ③隅切り部分の用地を寄附していただく場合は、奨励金を交付します。

※注意

- ①は建築基準法の規制を受け、本来築造してはならない建築物等を除きます。
- ①及び②は市の助成金基準により算出します。
- 助成金の総額は、道路拡幅用地のうち市道に接する部分の長さ1mあたり5万円を乗じて得た金額を限度とします。

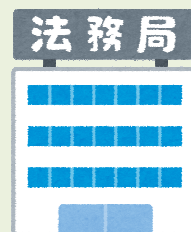
■助成金は撤去・移設の工事着手前の申請が必要です。工事着手後では助成できません。



道路拡幅用地の測量・分筆登記等

土地所有者が寄附してくださる道路拡幅用地は、

市が測量・分筆、地目変更登記等を行います。



道路拡幅用地の整備

土地所有者が寄附して下さった道路拡幅用地は、

市が簡易舗装等の整備を行います。



狭あい道路拡幅整備事業の進め方

申請者

市

事前相談

- ① 狭あい道路拡幅希望者の相談を受けます。
- ② 狭あい道路の調査を行います。
- ③ 事業対象の有無について回答します。

道路拡幅計画申出書の提出

- ① 受付

事前協議

- 整備協議…道路拡幅用地の区域・道路の舗装等整備内容を協議します。
- 助成項目の協議…建築物等の撤去等の助成項目の対象について協議します。



現地・境界立会



- ① 市から測量業務等を業者に依頼します。
- ② 事前協議に基づき、道路中心位置、道路拡幅用地(道路後退部分)の確定、建築物等助成物件の有無を**現地調査**で確認します。
- ③ 現地調査に基づき**書類審査及び助成物件の積算**を行います。
- ④ 書類審査に基づき、**道路拡幅計画申出同意書を交付**します。また、助成金の**見積額を提示**します。

建築物等助成金交付申請書の提出 寄附申出書の提出 隅切り用地奨励金交付申請書の提出

- ① 受理
- ② **建築物等助成金交付決定通知書を交付**します。
- ③ **寄附承諾書を交付**します。
- ④ **隅切り用地奨励金交付決定通知書**を交付します。

建築物等の撤去または移設

建築物等撤去工事完了報告書の提出 建築物等助成金請求書の提出 隅切り用地奨励金請求書の提出



- ① 建築物等の**撤去または移設が確実に実施されたか現地で確認**します。

- ① 道路拡幅用地、隅切り部分の**分筆登記、地目変更登記**を市が行います。
- ② 道路拡幅用地、隅切り部分の**所有権移転登記**を市が行います。
- ③ **建築物等助成金確定通知書**を交付します。
- ④ **隅切り用地奨励金確定通知書**を交付します。

助成金の受領



- ① 市から申請者に**助成金・奨励金を支払**います。

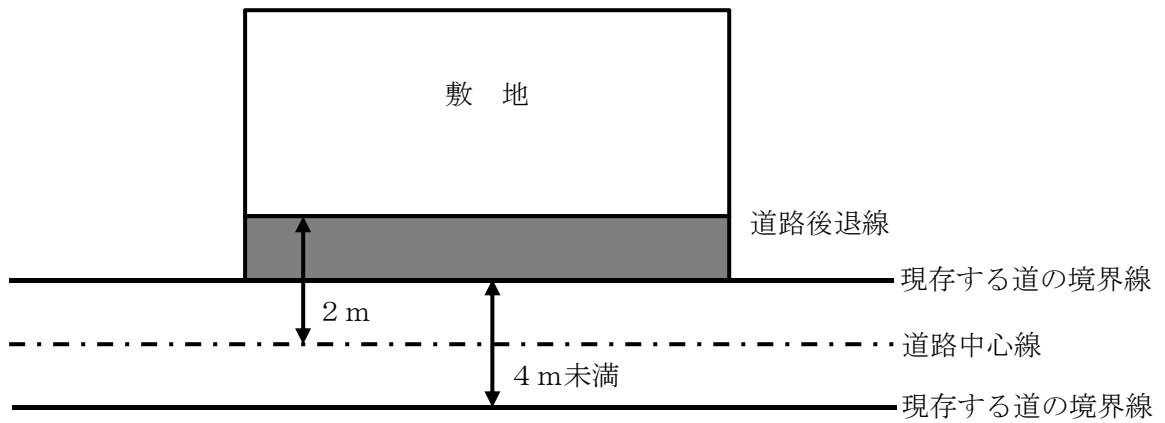
- 道路整備工事…道路拡幅用地・隅切り部分の**簡易舗装等の工事**を市が行います。

事業完了

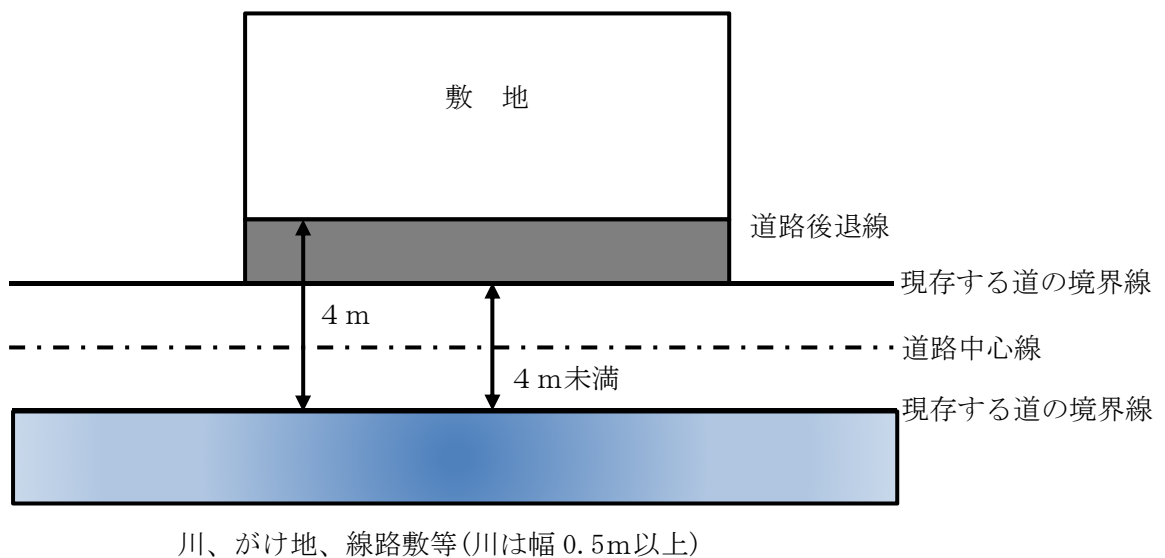


道路拡幅基準

(1) 一般的な場合の道路拡幅

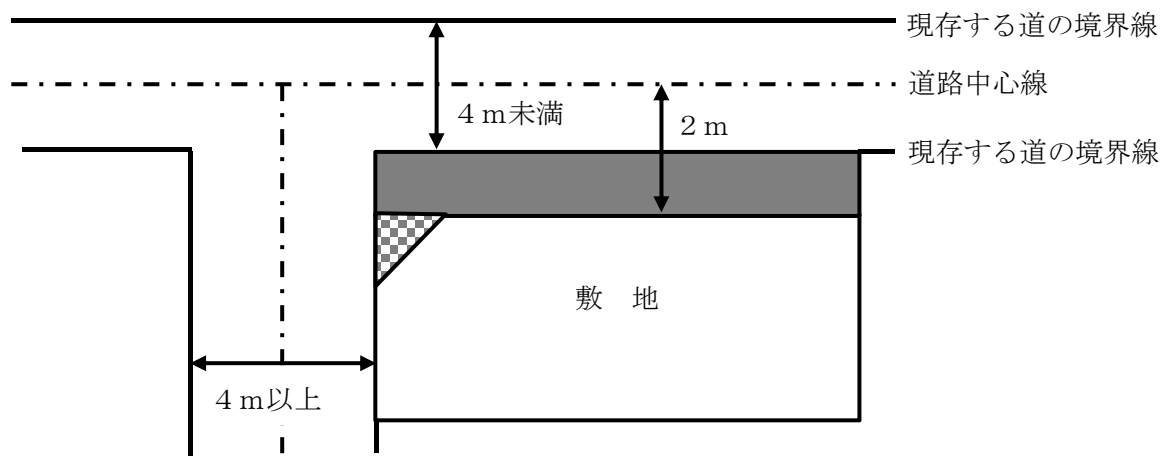


(2) 道路の反対側に川、がけ地、線路敷等がある場合の道路拡幅

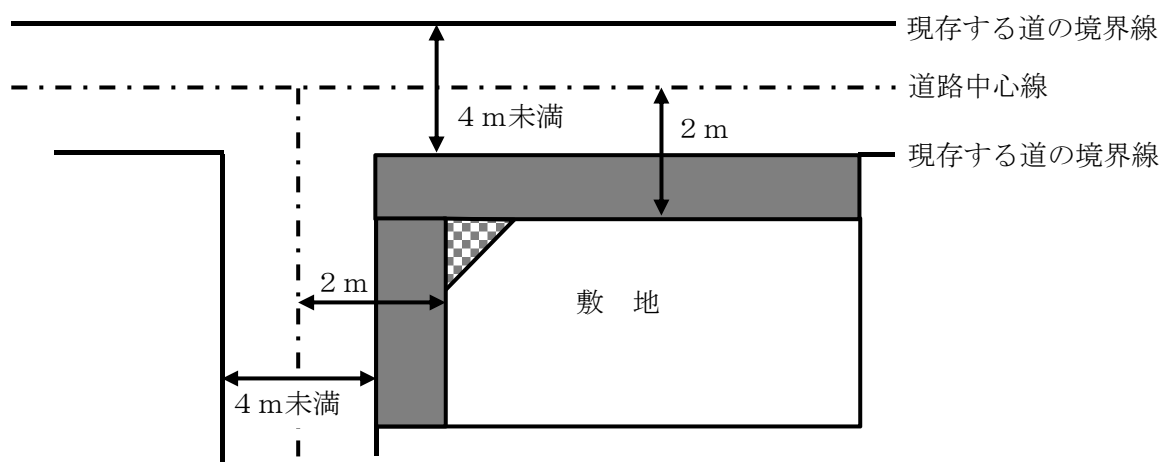


(3) 角敷地の場合の道路拡幅

① 片方の道路が建築基準法第 42 条第 2 項道路の場合

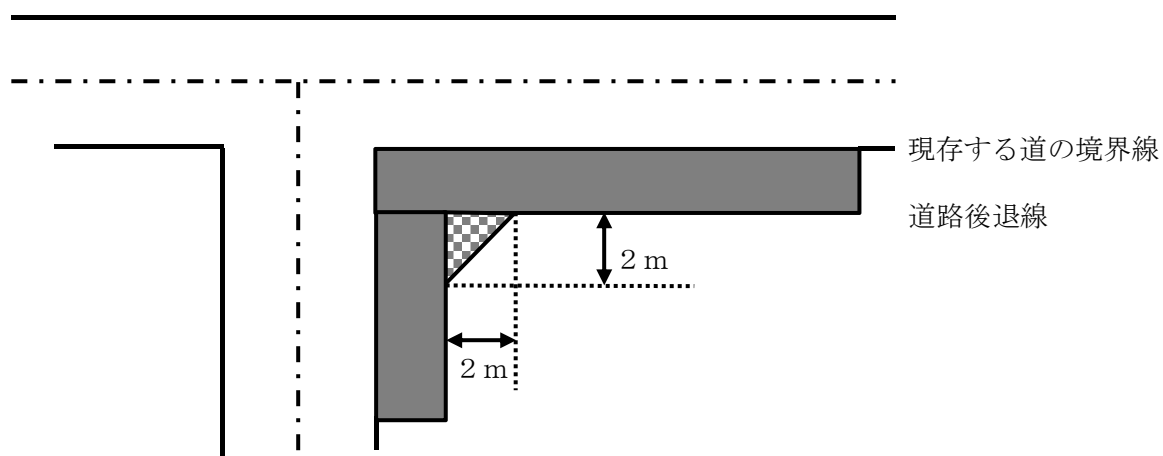


② 両方の道路が建築基準法第 42 条第 2 項道路の場合

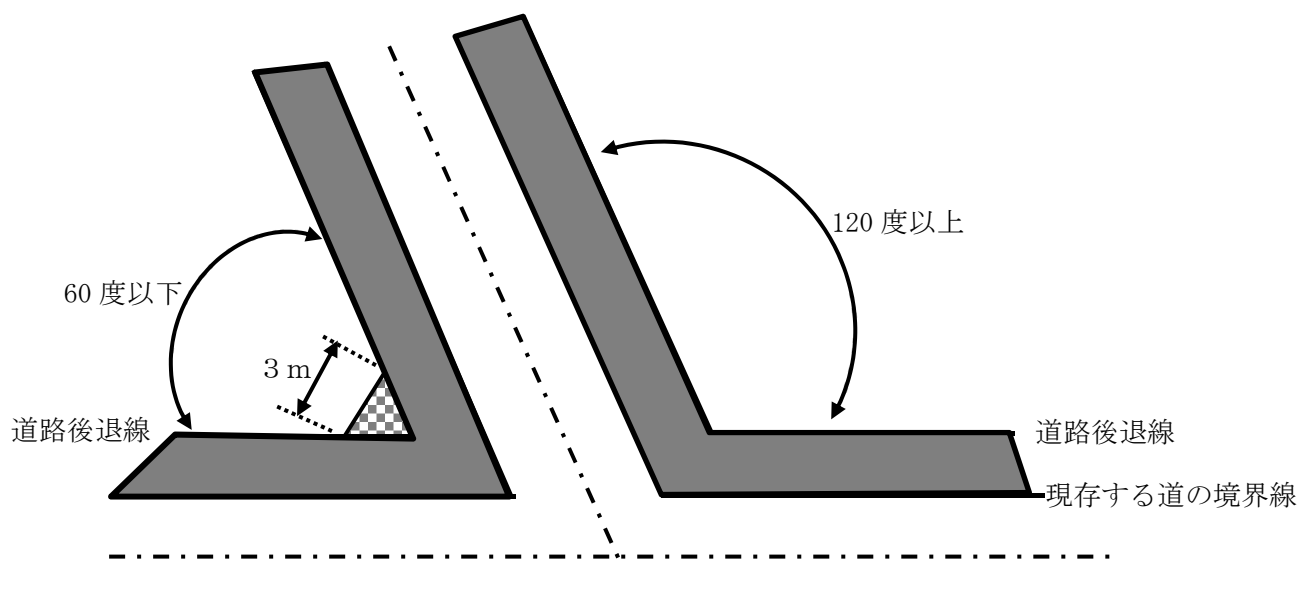


2 角敷地に係る隅切り部分の基準

- (1) 曲り角の内角が 60 度を超え 120 度未満の角敷地の場合における隅切り用地の形状は、角地の隅角を頂点とする等辺の長さ 2 メートルの二等辺三角形を標準とする。



- (2) 曲り角の内角が 60 度以下の角敷地の場合における隅切り用地の形状は、角地の隅角を頂点とする底辺の長さ 3 メートルの二等辺三角形を標準とする。



道路拡幅用地等



角敷地に係る隅切り部分



問い合わせ・担当

〒427-8501 島田市中央町1番の1（プラザおおるり東館）
島田市都市基盤部建築住宅課

☎0547-36-7184